

◇番号：202403

◇研究機関名	松江工業高等専門学校	◇不正の種別	目的外使用、書類の虚偽作成による不正使用
◇不正が行われた年度	令和5年度	◇最終報告書提出日	令和6年7月10日
◇不正に支出された研究費の額	565,603円	◇不正に関与した研究者数	1人

◇経緯・概要

【発覚の時期及び契機】

独立行政法人国立高等専門学校機構（以下「高専機構」という。）が設置する松江工業高等専門学校（以下「松江高専」という。）において、令和5年11月に当該教員から「教育・研究・事務補助謝金計画書（以下「謝金計画書」という。）」が提出されたが、その内容に疑義を生じた。

【調査に至った経緯等】

独立行政法人国立高等専門学校機構公的研究費等の不正使用に係る調査等に関する取扱規則第6条に基づき、同年12月15日、松江高専に「公的研究費等の不正使用の疑いに係る予備調査委員会」（以下「予備調査委員会」という。）を設置して調査を実施した結果、「目的外使用」及び「虚偽の書類によって機構の規程及び法令等に違反した公的研究費等の使用」が行われていた疑いがあるため、同規則第5条に基づき、本調査の必要があると判断し、同規則第7条に基づき、令和6年1月24日付けで調査委員会を設置し調査を実施した。

◇調査

【調査体制】

調査委員会（機構内委員3名、機構外委員（弁護士、公認会計士）2名）を設置し、調査を実施した。

【調査内容】

・調査期間

令和6年1月24日から令和6年7月10日

・調査対象

調査対象者：当該教員1名

調査対象経費：当該教員が支出等に関連した以下の全ての経費

- 1) 令和4年度科学研究費助成事業（学術研究助成基金助成金）科研費研究活動スタート支援に係る令和4年度及び令和5年度執行分
- 2) 令和5年度科学研究費助成事業（学術研究助成基金助成金）若手研究に係る令和5年度執行分
- 3) 大学改革推進等補助金（令和4年度第2次補正予算）に係る令和5年度執行分のうち当該教員への配分額分
- 4) 助成金（寄付金）に係る令和5年度執行分
- 5) グローバルエンジニア育成事業経費に係る令和5年度執行分のうち当該教員によるISATE事業に係る謝金計画提出分
- 6) 学内配分予算に係る令和5年度執行分のうち当該教員による謝金計画提出分

・調査方法

書面審査及び調査対象者からの事情聴取

◇調査結果

【不正の種類】

目的外使用、書類の虚偽作成による不正使用

【不正の具体的な内容】

・動機、背景

当該教員は、学生が海外研修費用捻出のためのアルバイト探しに窮していたところ、当該学生への配慮として当該研究課題とは関係のない謝金業務を提案し、業務を依頼した。また、その謝金支出の際に、書面監査にて疑義がないよう虚偽の実施計画書及び業務実施確認表を提出した。当該教員は不正使用と認識していたが、この方法で謝金が支出できたため、以後も、同様の意図、同様の手法の下、謝金の支払いを繰り返した。

また、当該教員は、配分機関へ提出した研究計画調書に記載された設備備品及び消耗品は全く購入せず、別の物品を購入していたが、実際に購入した物品のうち、一部物品については当該研究課題の遂行に使用した実態が認められず、よってこれらは当該研究課題には不必要な物品であった。当該教員は、経費の執行は当該研究課題の目的に適合したものでなければならないという認識が希薄で、自身の研究に関係すると言えるものであれば、自身に配賦される予算全体の中からどのような物品でも購入してよいという認識の下、当該研究課題には不必要な物品を購入した。

・手法（謝金支出）

学生に当該研究課題とは関係のない謝金業務を提案し、主に長期休業期間（夏季休業等）に自宅等、管理下でない場所で業務を実施させ、又は、オープンキャンパス当日に業務を実施させ、実施した時間を自己申告させる。その後、実施計画書を提出する。

学生には、日々提出する必要がある業務実施確認表を、虚偽の実施日（業務を実施したように記入させる日）に事務部に取りに行くように指示する。学生が受け取ってきた業務実施確認表に、当日に業務を実施したかの如く、虚偽の業務時間と業務内容を記入するよう指示する。業務実施確認表は、本来、教員が業務時間を確認した後、学生が日々事務部に提出するものであるが、当該教員が勤務時間外提出用ボックスに提出する。これを、学生の自己申告時間の合計時間に達するまで繰り返す。

・不正に支出された研究費等の種類、額及びその用途（私的流用の有無）

資金の種類	不正使用額	不正が行われた年度	不正に関与した研究者数
科学研究費助成事業	562,175 円	令和 5 年度	1 人
自己資金	3,428 円	令和 5 年度	1 人
計	565,603 円		1 人（実人数※）

※公的研究費に係る不正に関与した実人数

不正に支出された金員については、業務に対する謝金として従事者（学生）に支払いがされていること、購入物品についても学内に保管されていることから、私的流用はなかったと判断した。

【調査を踏まえた機関としての結論と判断理由】

・結論

当該教員は、学生に研究課題とは関係のない謝金業務を依頼し、その謝金支出の際に、書面監査にて疑義がないよう虚偽の実施計画書及び業務実施確認表を提出する手法により、謝金の支払いを繰り返した。また、当該教員は、公的研究費の執行について、当該研究課題の目的に適合したものでなければならないという認識が希薄であり、自身の研究に関係すると言えるものであれば、自身に配賦される予算全体の中からどのような物品でも購入してよいという認識の下、助成金の配分機関へ提出した研究計画調書に記載された設備備品及び消耗品は全く購入せず、当該研究課題に不必要な物品を購

入した。

・判断理由

オープンキャンパスや授業等に使用する教材の作成など、当該競争的研究経費と関係のない業務への従事により謝金を執行しており、「目的外使用」に該当すると判断した。また、虚偽の書類によって謝金の虚偽請求を行ったことは、高専機構の規則及び法令等に違反した公的研究費等の不正使用と判断した。

また、当該競争的研究経費で購入した物品のうち、ある物品については購入から研究期間終了までの間、当該研究とは関係のない学生の卒業研究のために貸与していた事実しか認められず、別の物品については購入から研究期間終了までの間、使用目的を問わずそもそも使用したことを示す証跡が認められなかったことから、調査委員会としては当該研究には必要のない物品が購入されていたと考える旨を当該教員に提示したところ、弁明はなかった。

当該教員は科研費を使用する研究者として、様々な機会を通じて「競争的研究費を他の用途に使用してはならないこと（目的外使用の禁止）」について学習して理解しているはずであり、かつ、公的研究費の運営・管理に係る誓約書を提出し、毎年度、コンプライアンスに関するチェックリストでも不適切な会計処理は行っていない等の旨を回答しており、これらの物品購入が目的外使用に当たること（少なくとも目的外使用に当たる可能性が高いこと）は、たやすく予見できたはずで、少なくとも購入前に当該物品が当該研究の目的達成に真に必要なものであるのかどうか、一旦立ち止まって吟味すべきであったにもかかわらず、それをしなかったということであり、そこには重大な過失があったと考えられることから、これらの物品購入については「目的外使用」に該当すると判断した。

◇不正の発生要因と再発防止策

【発生要因】

1. 当該教員の研究者及び教員としての資質の欠如

当該教員は、研究者として高専機構の規則及び法令等を遵守し、公的研究費を適正に執行しなければならないという認識や態度、倫理観が極めて希薄であり、研究者としての資質が欠如していたほか、学生に対し不正行為を指示してこれを行わせるなど、教員としての資質も欠如していたことが、本件不正の最も大きな発生要因であった。

2. 松江高専内の謝金支出事務における確認体制の不備

1) 謝金業務の計画段階における内容確認に係る体制の不備

謝金計画書に記載された学生に対する依頼期間や依頼内容は、事実とは全く異なる虚偽の内容であり、虚偽や問題点等がないかどうか、実質的に確認できる体制が十分に確保されていなかった。

2) 謝金業務の実施状況確認に係る体制の不備

謝金業務実施状況の確認段階において、報告のあった内容に虚偽や問題点等がないかどうか、実質的に確認できる体制が十分に確保されていなかった。

【再発防止策】

1. 当該教員に対する更生研修の実施

当該教員に松江高専の教員として適切な業務遂行を行わせるため、外部の専門家による更生研修を実施する。また、更生研修終了後も一定期間は、管理監督者を配置し、当該管理監督者の管理下での業務遂行を行う体制を整える。

2. 教職員に対する不正防止に関する研修会の内容充実・改善（教職員の意識改革）

従来、内容として総論的な側面が強かった不正防止に関する研修会について、今回の案件も含めた具体的な不正事例など個別案件に関する事項を盛り込むことにより、法令等の理解を深め遵守を徹底するよう、内容の充実・改善を図る。

3. 謝金業務依頼時の学生への説明強化等

学生が教員から謝金業務を依頼された際、教員に虚偽記載等不正となる行為を指示された場合には、学生は断れない状況が考えられるため、事務部から学生に対し、これに従うと不正に加担する可能性があること、そのような指示があった場合には相談窓口に通報・相談すること等について、これらを記載した文書を交付した上で、説明する。

4. 謝金業務の計画内容確認方法の改善

謝金計画書の内容について、事務部で実質的な確認ができるよう、より具体的な依頼内容を必ず記載するよう改める。

5. 謝金業務の実施状況確認方法の改善

1) 業務実施確認表の記載方法の見直しによる実施状況確認方法の改善

業務実施確認表の様式を改善した上で、業務実施確認表には学生が実際に行った具体的な業務内容を必ず記載させるものとし、その内容に疑義を生じた場合には、事務部から当該学生又は担当教員に対し、確認を行う。

2) 客観的記録による業務開始・終了時刻の確認方法導入の検討

生体認証や学生証認証等の客観的な記録により、謝金業務の開始時刻及び終了時刻を確認する方法の導入を検討する。

6. 謝金に関する学内の検査体制の強化

学内監査における学生謝金の監査について、当該学生の担任教員や学生の所属している課外活動の顧問教員等に対してもヒアリングを行い、当該学生の業務時間に疑義がないか等の確認を行う。

7. 研究費の取り扱いに関する注意喚起等の徹底

高専機構全体の取組として、基準やルールについて、拡大解釈・誤認を生じないように、解釈及び指示の明確化等を図るとともに、全高専の研究推進担当責任者を対象とした研修会等を開催し、これを通じて研究費の取り扱いに関する注意喚起等を各校で行うよう周知徹底する。

◇その他（研究機関が行った措置）

・関係者の処分

当該教員については、「独立行政法人国立高等専門学校機構教職員就業規則」及び「独立行政法人国立高等専門学校機構教職員懲戒規則」に基づき処分する。

・本件の公表状況

公的研究費等の不正使用に係る調査結果及び再発防止について 令和6年8月19日 国立高等専門学校機構ホームページにて公表（氏名公表あり）。